

○ 盛土規制法に関する許可等申請手数料

宅地造成及び特定盛土等規制法に関する許可等申請手数料については、下記のとおりとなります。

(注) 中核市である下関市においては、下関市の条例で定める額及び方法により納付することとなりますので、
下関市へお問い合わせください。

(1) 土地の形質の変更にかかる申請 (法第 12 条第 1 項、法第 30 条第 1 項)

盛土又は切土をする土地の面積	1 件あたりの手数料
500 m ² 以内のもの	14,000 円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	24,000 円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの	34,000 円
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内のもの	50,000 円
3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内のもの	63,000 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	84,000 円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内のもの	130,000 円
20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内のもの	200,000 円
40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内のもの	320,000 円
70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内のもの	460,000 円
100,000 m ² を超えるもの	610,000 円

(2) 土石の堆積にかかる申請 (法第 12 条第 1 項、法第 30 条第 1 項)

土石の堆積をする土地の面積	1 件あたりの手数料
500 m ² 以内のもの	10,000 円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	12,000 円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの	14,000 円
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内のもの	17,000 円
3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内のもの	24,000 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	27,000 円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内のもの	33,000 円
20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内のもの	46,000 円
40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内のもの	63,000 円
70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内のもの	94,000 円
100,000 m ² を超えるもの	110,000 円

(3) 土地の形質の変更にかかる変更申請 (法第 16 条第 1 項、法第 35 条第 1 項)

次の①、②及び③を合算した額

(上限：土地の形質の変更 610,000 円、土石の堆積 110,000 円)

	変更内容	1 件あたりの手数料
①	設計の変更	工事許可の 1/10 の額
②	新たな土地の編入	増加した面積に応じた区分の手数料
③	その他の変更	10,000 円

(2) 開発許可を受けた工事の中間検査申請（法第15条第2項、法第34条第2項）

中間検査を行う部分の盛土又は切土をする土地の面積	1件あたりの手数料
10,000 m ² 以内のもの	5,200 円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内のもの	8,400 円
20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内のもの	12,000 円
40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内のもの	20,000 円
70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内のもの	29,000 円
100,000 m ² を超えるもの	38,000 円